

NPO法人「人間の安全保障」フォーラム 被災した児童・生徒のための奨学金リスト (2011年12月12日現在)

奨学金名	団体	対象	金額	申請プロセス	返還プロセス	URL
	日本学生支援機構	大学／短大／高専／専修学校(専門課程)／大学院に在籍する、災害援助法的用地域の世帯の学生／生徒。または災害救助法適用地域の近隣地域で、同等に被災した世帯や勤務先が被災した世帯の学生・生徒についても、採用できる場合があります。	第一種奨学金(無利息)、第二種奨学金(利息付)がある。 在籍学校によって月額 は変わる。(高校<大学) 第一種は月額18000から122000 第二種は月額18000から150000 それと別に入学月を始期として受ける者はその月に10万～50万増額したものをうけとることができる。	申込・お問合せ:在学している学校までお願いします。 在学学校を通じて推薦を受付します(日本学生支援機構への直接申込はできません)	毎月振り替えまたは払い込みで返還。詳細はよくわからなかった。 返還期限猶予制度、減額返還精度あり	http://www.jasso.go.jp/oshirase/2011touhokujisshin.html#henkantyu
桃・柿育英会 東日本大震災 遺児育英資金	桃・柿育英会 指揮者小沢 征爾 ノーベル賞受 賞小柴昌俊 建築家安藤 忠雄 など	震災による孤児／遺児	未定 阪神淡路での同様の活動の際は、 小中学生月額6000円 高校生月額2万円	現在県の教育委員会と調整中。支給は平成24年度より。	未定	http://momokaki.org/index.html

<p>東日本津波遺児支援</p>	<p>あしなが育英会</p>	<p>特別一時金：東日本大地震・津波で保護者が死亡・行方不明または重度後遺障害の0歳児から大学院生まで あしなが育英会奨学金制度(貸与)の特例措置：高校生／大学／短大／専修学校／各種学校／大学院</p>	<p>特別一時金：一律150万円 あしなが育英会奨学金制度の特例措置(貸与)：(1)高校＝国公立2万5千円・私立3万円、(2)大学＝一般4万円・特別5万円、(3)専門学校・各種学校＝4万円、(4)大学院＝8万円</p>	<p>特別一時金：(1)両親をなくした子どもだけでなく、どちらかの親を亡くした子どもも対象となります。(2)きょうだい何人いても全員対象となり、一時金が受けられます。(3)ご家庭の経済状況は問いません。(4)申請の際の必要書類はなく、学校長の証明だけで手続きができます。(5)申し込み期限：2012年3月10日 あしなが育英会奨学金制度の特例措置(貸与)：(1)奨学金申請時の提出書類(所得証明書など)の免除(2)大学、大学院奨学金の試験を免除し、書類選考のみとする(3)専門学校・各種学校奨学金は、高校奨学金を借りていた者だけが対象だが、その制約をはずす。(4)貸与決定後、速やかな送金を図る(5)期限：2012年3月10日</p>	<p>特別一時金：返済不要 あしなが育英会奨学金制度の特例措置(貸与)：卒業半年後から20年以内</p>	<p>http://www.ashinaga.org/higashi_nihon/</p>
------------------	----------------	---	---	---	--	--

<p>東日本大震災 子ども応援金</p>	<p>朝日新聞社 厚生文化事 業団</p>	<p>①東日本大震災で両親 が亡くなったか行方不明 状態の、震災時点で満1 8歳以下の子ども②地震 発生時に1人親家庭で 暮らしていて、その親が 東日本大震災で亡くなっ たか行方不明状態の、 震災時点で満18歳以下 の子ども(原則として震 災前に一方の親を亡くし ていて、震災でもう一方 の親が亡くなったか、行 方不明状態の子ども)</p>	<p>未就学児:300万円 小学生:300万円 中学生:200万円 高校生:150万円(中学 校卒業～満18歳)</p>	<p>①(1)所定の申込用紙、(2) 子ども本人の戸籍謄本(両親 が亡くなったことを確認でき るもの。行方不明の場合は所定 の行方不明状況の「確認書」も 必要です)、(3)住民票(申し 込み時の保護者と子どもの住 所が記載されているもの)を郵 送でお送りください。 ②振込口座は原則として子ど も本人の名義の口座をご記入 ください。金融機関により本人 の口座が作れない場合は次の ような名義の口座を作ってく ださい。例)子どもの名前が「朝 日花子」、保護者の名前が「福 祉太郎」の場合。口座名義「朝 日花子保護者福祉太郎」 ③未成年後見人が選ばれてい る場合、未成年後見人が保護 者として申し込んでください。 期限:2012年3月31日</p>	<p>返済不要</p>	<p>http://www.asahi-welfare.or.jp/info/2011/tokyo/kodomouenkin2011.html</p>
--------------------------	-------------------------------	--	--	--	-------------	--

<p>公益財団法人 奥田育英会東 日本大震災 被災孤児育英 金</p>	<p>奥田育英会 トランスコス モス株式会 社創業者奥 田耕己</p>	<p>(1)平成23年3月11日現在、宮城県内の小学校・中学校・高等学校に在学、かつ申請時現在、宮城県内外の小学校・中学校・高等学校に在学中の者(尚、平成23年4月入学の新小学1年生を含みます) (2)(1)に該当するもので、東日本大震災発生を事由に両親共に死別した者</p>	<p>一人当たり50万円を限度として総額6,000万円(一次募集、二次募集合計金額)の範囲内で支給</p>	<p>・指定申請書に必要事項を記載し、在学学校長の証明をもらってください。 ・現保護者の住民票、死亡証明書(写し)又は申請者の戸籍謄本(両親の死亡が明らかになる物)、を添付してください。 ・申請書および添付資料は、ご本人が下記に直接提出してください。 ・兄弟の方が申請する場合は、それぞれ別々の用紙で申し込みください。 ・申請書および添付資料の内容を審査決定し、本人に通知いたします。 期限:12月末日</p>	<p>返済不要</p>	<p>http://okuda-ikueikai.org/news/support.html</p>
<p>「MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金」奨学金プログラム</p>	<p>三菱UFJフィナンシャルグループ 日本ユネスコ協会</p>	<p>平成24~26年小学校入学予定の幼児</p>		<p>平成24年以降募集</p>		

<p>震災遺児修学 援助基金</p>	<p>高速道路交 流推進財団</p>	<p>①小学校 ②中学校 ③高等学校 ④高等専門学校 ⑤特別支援学校(盲・聾・養護学校) ⑥専修学校(高等課程・専門課程) ⑦大学(短期大学を含む) 小学校入学前の震災遺児の方は、待機児童として登録していただき、小学校入学時に当財団から給付開始のご案内をさせていただきます(東日本大震災発生時は胎児で、その後出生された方も含みます)</p>	<p>1人年間 28万2千円 初年度の申請が年度途中でであっても、1年間分(28万2千円)を給付いたします。</p>	<p>①東日本大震災震災遺児修学資金申込書(当財団所定様式) ②在学証明書 ③死亡診断書若しくは同様に死亡を証明する書類 又は 公的機関が事実上の死亡・行方不明を認定する証明書 ④戸籍謄本(東日本大震災で死亡、又は行方不明の方と震災遺児との関係を証明する書面) ⑤住民票 ⑥震災遺児を養育している事実が確認できる書面(養育者と震災遺児の氏名が記載されているもので、次のうちいずれか一つを提出) ア. 税務上の証明書(扶養親族等の控除申請書(写)又は確定申告書(写)) イ. 健康保険証(写) ウ. その他養育の事実を証明できる書面 平成23年度の申込みについては柔軟に対応いたします。平成24年度以降は上記①～⑥の書類を全て提出願います。 他団体の給付を受けている場合も可。養育者の所得制限、定員 受付の締め切りはなし</p>	<p>返済不要</p>	<p>http://www.higway.or.jp/work7/index.html</p>
------------------------	------------------------	--	--	---	-------------	--

	<p>みちのく未来基金</p>	<p>(1)東日本大震災において、両親もしくはいずれかの親を亡くした子供であること。 (2)高等学校もしくは高等専門学校に在学し、大学及び短期大学、各種専修学校への進学もしくは編入を希望するもの。 (3)高い志を持ち、品行が正しく、かつ、健康である者。 (4)大学進学を希望の場合、進学時点で満20歳を超えていないこと。 (5)大学及び各種専修学校への進学の希望者は高校新卒者に限る。但し、高校を卒業後、大学進学を目指す為に浪人をしている場合は前項(4)の規定内に限り応募できる。 (6)高等専門学校より大学への編入の希望者は、高等専門学校新卒者に限り応募できる。応募資格、至急条件を満たしている全ての人を採用。他の奨学金との重複可</p>	<p>本基金の奨学金の給付内容は「入学金」「授業料」「就学にあたり必ず必要になる費用」です。 一 人あたりの年間支給上限額は 300 万円としてあります。「就学にあたり必ず必要になる費用」として の目安は「教科書(参考書は含まず)」「実習費用」等です。学校単位、履修方法によって様々になってくると思われますので、個別にご相談させていただきます。</p>	<p>奨学金を申し込みたい方は、学校を通じて下記書類を本基金に提出してください。但し、浪人をして大学進学を目指している場合はこの限りではありません。詳しくはお問い合わせ下さい。 1. 奨学生口書・必要事項を記入押印 写真貼付 2. 奨学生推薦調書・在学学校で記入押印(学校長の推薦を得る) 3. 戸籍謄本 4. 健康診断書・学校医による定期健診時のコピーで可 5. 成績証口書・高校における学習成績 期限:毎年5月20日までに到着するよう郵送 平成23年度については随時募集</p>	<p>返済不要</p>	<p>http://michinoku-mirai.org/scholarship/</p>
--	-----------------	---	---	--	-------------	--

<p>ロータリー希望の風奨学金</p>	<p>国内外ロータリークラブ会員の有志</p>	<p>東日本大震災で保護者を亡くした災害遺児で大学生(短大生を含む)または専門学校生であること (但し、通学大学または専門学校で授業料免除等の措置を受けている方は対象者とはなりません。)</p>	<p>月額 50,000円 2011年度は30名程度</p>	<p>1. 申請書 「連絡先」は本人以外の連絡先をご記入ください。奨学金等の情報をお伝えする場合には必要です。 父母ともにお亡くなりになった場合は、祖父母・叔父叔母・兄弟姉妹などをお書きください。 2. 在学証明書 3. 在学学校学長・学校長の推薦書</p> <p>現在高校生で進学を希望し、この奨学金の給付を受けたいと考えている方は、ロータリー希望の風奨学金申請書の高校生用の申請書を使用してお申込みください。 ただし、給付は大学・短大・専門学校等への入学が確定してからになりますので、入学確定の際に改めて書類を提出していただくことになります。 あらかじめご了承ください。 申請要項・提出書類は事情に合わせて変更する場合があります、申請時に申請書ダウンロードのページをご確認ください。 申込みにあたってご不明な点や困ったことがありましたら電話にてご連絡ください</p>	<p>返済不要</p>	<p>http://kibounokaze.com/naiyou.htm</p>
---------------------	-------------------------	---	------------------------------------	---	-------------	--

<p>いわての学び 希望基金奨学 金</p>	<p>岩手県</p>	<p>東日本大震災津波に被災し、親を亡くした又は親が行方不明となった子どもで、学校に在籍する児童、生徒等を対象としています。</p>	<p>(1) 定期金(1か月を単位として計算し、年1回の申請に基づき、7月、11月、翌年3月のそれぞれの月に4か月分を給付するものです。) ・小、中学生 月額 10,000円 ・高校生 月額 30,000円 ・大学生等 月額 50,000円 (2) 一時金(学校を卒業した時に、申請に基づき給付するものです。) ・小学校 50,000円 ・中学校 100,000円 ・高等学校 300,000円</p>	<p>今年度の一時金の期限:3月1日~4月末日 定期金も来年度についてはまた募集されそう</p>	<p>返済不要</p>	<p>http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=34909</p>
--------------------------------	------------	--	--	--	-------------	--

<p>高等学校等育英奨学資金 (被災生徒奨学資金)</p>	<p>宮城県</p>	<p>保護者が宮城県内に住所を有し、東日本大震災に被災し、下記のいずれかに該当する生徒(保護者が県外に一時避難している場合も含む。)</p> <p>(1) 生徒の居住する家屋が全半壊・全半焼又はこれに準ずる被災をし、修学が困難な状況の生徒。</p> <p>(2) 生徒の保護者等主たる家計支持者が死亡、行方不明又は重篤な疾病を負い、修学が困難な状況の生徒。</p> <p>(3) 主たる家計支持者の勤務先等が被災したことにより収入がおおむね1/2以下に減収し、経済的事由により修学が困難な状況の生徒。なお、収入の判断は、所得税が課税される所得により行う。(雇用保険の失業給付・生活保護の支給金は収入とはしない。)</p> <p>(4) 上記の他、校長が特に必要と判断し県教育委員会が認めたもの。</p>	<p>月額20,000円 年額240,000円 貸付期間: 平成23年4月~平成24年3月 貸付方法: 一括振込(9月中旬予定) ※奨学金は奨学生本人の預金口座に振り込みとなります。</p>	<p>申し込みについては学校にお問い合わせください</p>	<p>高等学校等卒業時に奨学金被貸付者(生徒)本人の収入状況で向こう1年の所得の見込額が一定額を超える者は償還対象者となります。超えない場合は償還免除となる予定です。なお、今回の償還免除は、震災に被災し経済的に修学が困難となった生徒に被災生徒奨学資金を貸不することにより、奨学生の将来により一層の負債を負わせることが、被災生徒奨学資金の設置の趣旨に反することから特例的に行うものですので、被災生徒奨学資金以外の県で行っている奨学金には奨</p>	<p>http://www.pref.miyagi.jp/koukyou/shogaku/sghisai.htm</p>
-----------------------------------	------------	---	---	-------------------------------	--	--

<p>福島県奨学金 緊急採用制度</p>	<p>福島県</p>	<p>【住所】 《県内の学校に在学する方の場合》 県内に引き続き6か月以上住所を有していること 《県外の学校に在学する方の場合》入学又は転学するまで福島県内に6か月以上住所を有しており、かつ、現在も保護者が福島県内に住所を有していること 【学力】 勉学に意欲があり、学業を確実に終了できる見込があると学校長が認める者であること 【所得】 次のいずれかの家計急変事由により修学困難となり、緊急に奨学金の貸与が必要と学校長が認める者であること(事由発生より1年以内である場合に限る) 1 主たる家計支持者が倒産等により解雇され、又は早期退職した場合。また、再就職したが、収入が著しく減少している場合。2 主たる家計支持者が死亡又は離別した場合</p>	<p>国公立 自宅通学 18,000円 自宅外通学 23,000円 私立 自宅通学 30,000円 自宅外通学 35,000円 ※ 保護者と同居の場合は自宅通学として扱います。</p>	<p>奨学生願書に必要書類を添付し、在学する学校を經由して福島県教育委員会へ申し込んでください。</p>	<p>卒業から6か月経過後、7年間に半年賦で返還していただきます。 ※ 進学した場合、在学期間中は申請により返還が猶予されません。 無利子</p>	<p>http://www.shidou.fks.ed.jp/shougakushikin/syougakukinbosyu.html</p>
--------------------------	------------	---	--	--	---	--